

令和7年度まちづくり懇談会ふれあいトーク 事前質問要望等経過対応報告一覧（西方地域）

No.	自治会	質問要望等	回答要旨	経過・対応報告
1	上組北	<p>【道路改修に関する要望について】</p> <p>東武日光線踏切に向かう道路（市道 53010 号線）について、用水路付近の路肩が崩壊しており、通行に危険が伴うため整備をお願いします。</p>	<p>【道路河川維持課：TEL 21-2408】</p> <p>ご要望の道路について、現地確認を行ってまいりました。当箇所は道幅も狭く路肩も崩れ、通行に危険が伴うため、今年度中に修繕工事を実施いたします。</p>	<p>【担当課：道路河川維持課：TEL 21-2408】</p> <p>令和7年6月に路肩の修繕を実施いたしました。</p>
2	金井新田	<p>【高齢者世帯に対する防犯対策についての質問】</p> <p>地域内で一人暮らしを含む高齢者世帯が増える中、不審者の侵入や詐欺への不安の声が多く寄せられています。こうした状況を踏まえ、市ではふれあい相談員以外に高齢者の防犯や見守り、安否確認のためにどのような取り組みを行っているのかお伺いします。</p> <p>特に、一人暮らしの高齢者に対する見守りや防犯パトロール、防犯機器の支援など、具体的な対策がありましたらお知らせください。また、自治会など地域と連携して進めている防犯活動や支援策についても、内容を教えていただくと助かります。あわせて、防犯カメラやセンサーライト、緊急通報などの設置に関して、市の補助制度があるかどうかもお伺いしたいです。もし補助制度がある場合は、申請方法についてもご案内いただくとありがたいです。</p> <p>さらに、今後の防犯対策強化に向けた市の考えや計画があれば、あわせて教えていただけますでしょうか。</p>	<p>【高齢介護課：TEL 21-2241】 【交通防犯課：TEL 21-2151】</p> <p>本市では、一人暮らし等の高齢者に対する見守りや防犯対策として、以下の取り組みを行っております。</p> <p>なお、防犯対策に関する市の計画等はありませんが、今後においても安心安全なまちづくりのために栃木警察署などの関係機関と連携し、引き続き防犯対策活動に取り組んでまいります。</p> <p>・「緊急通報装置」の無償貸与</p> <p>高齢者見守り及び安否確認のための取り組みとしまして、急病等の緊急時にボタンを押すことで、相談センターに通報できる「緊急通報装置」を無償貸与する事業を行っております。通報があった場合、相談センターにおいて通報者の安否を口頭で確認し、緊急時には協力員へ連絡をいたします。</p> <p>なお、申請には一定の条件がございますので、対象となるかどうかの確認のため、まずは高齢介護課窓口にてご相談ください。</p> <p>・特殊詐欺対策機器の貸し出し</p> <p>高齢者世帯に対する防犯対策の支援として、65歳以上の方または世帯員の方に、固定電話機に取り付けてご利用いただく特殊詐欺対策機器の貸し出しを行っております。</p> <p>多くの方に効果を実感してもらうため、1年間の期限付きで1回限りの貸し出しとなりますが、是非ご活用ください。</p> <p>・防犯カメラ設置補助金の交付</p> <p>自治会単位での申請で、道路、公園、広場などの公共の場所が対象とはなりますが、市では防犯カメラ設置補助金の交付をしており、予算の範囲内で補助対象経費の4分の3の額とし、防犯カメラ1台につき30万円が補助上限額となっております。</p> <p>自治会として防犯カメラの設置をお考えの際には、必ず設置前に交通防犯課までお問い合わせください。</p> <p>・周知啓発事業</p> <p>自治会などのご要望に応じて、特殊詐欺や交通安全に関する高齢者向けの出前講座を開催しております。また、市内で発生した犯罪や事故の件数、交通・防犯対策のポイントをまとめた「地域安全通信」を毎月発行し、出前講座などで配付するほか、市ホームページにも掲載して注意喚起を図っております。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 【担当課：高齢介護課：TEL 21-2241】 【担当課：交通防犯課：TEL 21-2151】</p>

No.	自治会	質問要望等	回答要旨	経過・対応報告
3	居林	<p>【居林住宅地内本郷周辺地域の車のスピードが出すぎている】</p> <p>西方スマートICから車が流入→国道293号（直線、流れが速い）→上久我栃木線177号（これまた直線的で交通量も増えてか道路が穴だらけ、60km走行だと抜かれます。80km超の流れが常態化の昨今）、住宅地の北側にある交差点で渋滞が発生すると住宅地を抜け道として車がスピードを上げて走行しています。</p> <p>各道路に歩道もあり、子どもの通学路であります。去年は上上久我栃木線 居林住宅地入口横断歩道にて子どもがひき逃げ事故にあっています。子どもの命を守れない道路となっています。子どもの通学路であるので、国・県・市の各土木事務所へ相談しましたが予算的に国道、県道、市道と広範囲で対策が難しいとのこと。せめて、住宅地内だけとは思ってスピードバンプと思いましたが自治会内では反対です。住宅地内、交通安全協会の標識設置も効果なし（スピード落とせ）（通学路注意）。視覚的に「エリアが変わった」認識させる対策を要望します（道路に色を付ける）。</p> <p>交通防犯課より、令和8年9月に交通法改正で住宅地のスピードが30km制限になると聞きました。法改正に合わせて住宅地内の30kmの標識を設置もしてください。</p> <p>上久我栃木線177号、雨の日はわたちの雨水を、スピード出して通る車が、水しぶきをはねて、登下校中の子供や登下校ボランティアの見守りの方にもかけているので「安全な通学環境確保」で何度も相談しましたが予算の都合で無理みたいで、わたち、穴が目立ってしまっている。</p>	<p>【道路河川維持課：TEL 21-2408】</p> <p>要望の件につきまして、上久我栃木線177号の管理者である県へ確認しましたところ『県道上久我栃木線の居林住宅地周辺については、轍、ひび割れが確認される状況であり、道路パトロール時に穴や亀裂等を発見した際には、欠損部の修繕等を実施しています。また、今年度においては、舗装の劣化が著しい市道1012号線交差点（居酒屋たぬき前の交差点）から北側の約210m区間について、舗装修繕工事を予定しております。』との回答がありました。ご理解のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>【交通防犯課：TEL 21-2151】</p> <p>要望箇所について現地確認を行ってまいりましたところ、当箇所には交通安全協会の「スピード落とせ」、「通学路注意」の看板が設置してありましたが、抑止力が十分ではない可能性があるため、当該箇所の状況について栃木警察署にお伝えし、立哨等を行っていただけるよう、申し入れをいたしました。</p> <p>また、道路交通法改正にあわせた、30km速度制限規制標識の設置のご要望につきましても、市から栃木警察署に対し、地元からのご要望としてお伝えをいたしました。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】</p> <p>【担当課：道路河川維持課：TEL 21-2408】</p> <p>【担当課：交通防犯課：TEL 21-2151】</p>

No.	自治会	質問要望等	回答要旨	経過・対応報告
4	居林	<p>【居林自治会 第一公園ケヤキの剪定の件】</p> <p>公園緑地課へ剪定を依頼したが、市内に公園が300ほどあり、予算が足りないそうで、剪定はせず放置→自治会で管理不能になると伐採方針（3年～5年先）。公園の維持は本来「市の責任」、実質的に自治会長に負担が回っている。落枝、落葉で側溝もつまってきている。道路河川課も予算が足りないのので、自治会で対応してください。公園緑地、景観を考えると、剪定だと自治会でも話がまとまりました。</p> <p>自治会内のボランティアさんが剪定こころみるもチェーンソーが壊れて断念。造園業者よりアドバイスで冬季（12月～3月）見積で冬季に剪定が良いそうです。ケヤキが大きくて作業には重機が必要で高額になりそうなので市と自治会で「費用折半」を要望します。</p> <p>あと、今回の相談で本庁に7回も会社を休んで行っています。支所でも相談できる体制を。「いつもいつも本庁で確認してから」。自治会長あての資料についても問い合わせが支所になっていましたが「本庁からの依頼で配っただけなので」「本庁で確認の上問い合わせして下さい」。支所が機能していません。部長級がないようです。課長級になってしまって頼りないです。支所で相談したら、支所ですぐに答えが出るよう、要望します。</p> <p>西方なかよしこども園の子供達の遊び場にもなっています。</p>	<p>【公園緑地課:TEL 21-2414】</p> <p>平素より居林自治会にて環境美化活動を実施いただきましてありがとうございます。</p> <p>ご指摘の通り、栃木市内には324箇所の公園があり、除草や樹木の管理に苦慮しているところであり、各地域の皆様には除草等の維持管理をご協力いただいている状況であります。</p> <p>今年度から、自治会の皆さまが行う除草等の実施時期と調整させていただきます。市においても定期的に除草作業を行います。</p> <p>居林自治会の皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、負担の無い範囲で引き続きご協力いただけますと大変ありがたく存じます。</p> <p>なお、ご要望をいただいておりますケヤキの剪定につきましては、冬季に市で実施するとともに、側溝に溜っている落葉等についても、公園の樹木が原因となっておりますので、併せて浚渫いたします。</p> <p>【総務人事課:TEL 21-2342】</p> <p>この度は、本庁に何度も足をお運びいただき、また、自治会長様宛に配布した資料のお問合せ先が総合支所になっていたにもかかわらず、ご指摘のような対応となり、大変申し訳ございませんでした。常に市民の方に寄り添った責任ある対応を心がけるよう、総合支所の職員のみならず、全職員に対して指導を徹底してまいります。</p> <p>また、本市におきましては、本庁で行った方が効率的な業務は本庁に集約し、市民生活に身近な手続きを行う窓口業務や地域のまちづくりに関する業務は総合支所で担当しておりますが、本庁で所管する業務であっても、総合支所でご相談を受けられるよう、各総合支所に「なんでも相談窓口」を設置しております。</p> <p>「なんでも相談窓口」では、総合支所にお越しになられた方の目的が円滑に達成できるよう、総合支所の担当する業務についてはその場で回答し、本庁が担当する業務については、本庁の担当部署に相談内容を引き継ぎ、担当部署の職員から相談者の方に直接回答させていただきます。</p> <p>全てのご相談案件について、総合支所のみですぐにお答えを出せるというわけにはまいりませんが、相談者の方のご負担を軽減できるよう努めてまいりますので、市の業務に係るご相談等がございましたら、「なんでも相談窓口」をご利用いただきますよう、お願いいたします。</p>	<p>【担当課:公園緑地課:TEL 21-2414】</p> <p>令和8年2月及び3月にケヤキの剪定及び側溝浚渫について実施いたしました。</p> <p>【左記回答要旨のとおり】 【担当課:総務人事課:TEL 21-2342】</p>
5	原	<p>【潜熱蓄熱式防曇カーブミラーへの変更依頼】</p> <p>冬の早朝にカーブミラーが曇ったり、氷結で全く見えない日があります。</p> <p>場所は神塚側から例幣使街道に出る変則十字路で事故多発地帯の交差点です。</p> <p>神塚側から本道に出る際、左右には塀が立ちカーブミラーが使えないと危険極まりありません。</p> <p>冬場の早朝でもカーブミラーが見えるように潜熱蓄熱式防曇カーブミラー、直径φ1000mmに取替えて頂きたい、切にお願い申し上げます。</p>	<p>【道路河川維持課:TEL 21-2408】</p> <p>冬の早朝にミラーが曇り見づらくなることは他の地域からも要望を頂いておりますが、市が管理しているカーブミラーにつきましては、新規設置や経年劣化による更新の要望が多く、危険箇所への新規設置や破損等で使用できなくなっているカーブミラーの修繕を優先しておりますので、今回ご要望をいただきました、高価な潜熱蓄熱式防曇カーブミラーに取り換えることができていない状況であります。大変申し訳ございませんが、ご理解のほどよろしくお願い致します。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 【担当課:道路河川維持課:TEL 21-2408】</p>

No.	自治会	質問要望等	回答要旨	経過・対応報告
6	栄町	<p>【側溝設置に関する要望書】</p> <p>栃木市西方町金崎栄町地内に設置されている側溝は、一部未設置箇所や設置途中で止まっているもの等があります。豪雨時などは、道路が川になってしまう箇所もあり、地域会員より早期改善の要望が出ております。</p> <p>よって、側溝未設置箇所への設置をしていただけますよう、要望いたします。</p>	<p>【道路河川整備課：TEL 21-2401】</p> <p>当該地域の道路につきましては、現地を確認しておりますが、一部に側溝が設置されていないことで、ご不便をおかけしております。</p> <p>側溝整備を含めた道路改良については、地元自治会からの要望を受け、市の道路整備基本計画に基づき、生活道路の整備路線として位置付けをしております。</p> <p>生活道路に関する要望は、本年4月時点で208路線あり、各地域において整備を計画的に順次進めているところですが、まだ事業化に至らない路線も多くあることから、事業化するまでにはお時間をいただいているところでありますので、ご理解をお願いします。</p> <p>なお、今回の要望につきましては、生活道路に関する要望として受け付けさせていただきます。</p> <p>後日、あらためて担当者が手続き等について連絡させていただきますので、よろしく申し上げます。</p>	<p>【担当課：道路河川整備課：TEL 21-2401】</p> <p>令和7年8月27日に、担当者が自治会長宅で道路の現状と要望書の説明を行い、令和7年10月15日に要望書を受理しました。</p> <p>今後につきましては、左記回答要旨の通り、事業化するまでにはお時間をいただいているところでありますので、ご理解をお願いします。</p>
7	参加者 (大沢田)	<p>【イネカメムシ対策についての情報発信について】</p> <p>今回議会の中でもお話が出ているカメムシの広報についてお聞きしたい。5月14日に農業振興課から出されたホームページの中の文章から、カメムシがいろんなところから出ているのを知りまして、その後色々調べていきましたら、栃木県のある議員さんの54分間の動画を見させていただきました。</p> <p>要するにカメムシの対策について、栃木市としてどういうことをするのか、あまり情報が出ていない。議会の発表についても、3月の定例会の発表が大体6月22日の号で出ているので、今回の発表も8月の20日号にしか出ないということなので、ほとんど防御対策が終わった後に、議員さんが発表したもので、途中経過が出ない。カメムシ対策で何か新しいものが出たら、なるべく早く教えていただきたいと思っております。</p>	<p>【産業振興部長】</p> <p>イネカメムシに関しましては、3年ほど前から栃木県にも被害が発生しております。野木町、小山市、栃木市と、県南の方から少しずつ被害が広がっております。</p> <p>今現在のところで申し上げますと、本市では大平、岩舟、藤岡と、やはり南部地域に被害がございまして、昨年度などは猛暑の影響とあわせまして、イネカメムシの影響によりまして平均反収の半分、面積あたりの取れるお米の量が半分ぐらいになってしまった農家の方もいらっしゃるということで、非常に甚大な被害になってきております。</p> <p>効果的な防除方法といたしましては、出穂期と1週間から10日後の2回のタイミングを見計らって集中的に薬剤を散布することが一番であると、研究の方からわかっておりますので、そういった情報につきまして、できる限り詳細に、また、JAや県のホームページなど、様々な媒体を活用いたしまして、皆様にきちんとお伝えできるようにいたします。</p> <p>また、先月終わりました6月の議会におきまして、これまで1度2度程度しかできなかった薬剤散布への支援について、ある程度薬剤が散布できるように、補正予算を組ませていただきました。地元農家の皆様が集団で活用することが効果的でありますので、ご検討をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。</p>	<p>【担当課：農業振興課：TEL 21-2384】</p> <p>イネカメムシ対策の情報発信については、令和7年5月14日にホームページに情報公開をした後も、県等から技術的な情報提供に応じて、市ホームページおよび市公式LINEにて随時情報を更新してまいりました。</p> <p>また、薬剤散布への支援につきましては、6月議会にてカメムシの防除に有効とされる2回の散布を想定して予算を増額し、病害虫の広域防除に関わる経費の一部を補助し、多くの農業者の方にご活用いただきました。</p> <p>次年度以降も県やJAなどの関連機関と連携し情報を収集するとともに、引き続き市ホームページ等を活用して情報発信を行い、病害虫防除に対してなるべく早く情報をお伝えできるように努めてまいります。</p>

No.	自治会	質問要望等	回答要旨	経過・対応報告
8	参加者 (下宿南)	<p>【南摩ダムの表流水、小倉堰での伏流水の取水について】</p> <p>南摩ダムについてお尋ねをしたいと思います。 50年の歴史を経て、南摩ダムがほぼ完成をしたという状況ですが、3月の栃木市議会の一般質問で、水道水の供給を受けることについては、これから検討をして、議会にも報告させていただきたいと、議会だよりに掲載していました。これから水道水の供給についてどのような対応になるのかお尋ねをしたいと思います。</p> <p>また、特に西方に関しては、いわゆる複数の伏流水を組み上げているような状況で、以前は伏流水についても権利を取ってもらわなくちゃならないのだというようなことを言われたこともありましたので、伏流水についてはどうなるのかなと思っています。</p> <p>もう一つは、小倉堰なのですが、栃木まで農業用水を取水しています。既得水利権があるにはあるのですが、ダムができずと、渇水時に水が枯れたときに、ダムから放流をして、それを補給しますよというようなこともありましたので、そこら辺がどうなっているのか心配なものですから、わかっていることがありましたら、お答えをいただきたいと思います。</p>	<p>【総合政策部長】</p> <p>水道水は、我々の生活になくてはならない、最も重要なインフラでありますので、継続的に安定して良好な水道水を提供する。これは非常に重い責務だと思っております。</p> <p>そんな中で、栃木市は非常に地下水が豊かなところであります。全国でも珍しく、水源については100%、地下水を浄水しまして、皆さんのところに供給しておりますが、我々の子や孫の時代においても、単一の水源でいいのか。つまり、継続的に安定的にと考えた時に、地下水だけの水源でいいのだろうかということについては、いろんなご意見があります。</p> <p>やはり渇水などがあつた時には、バックアップ機能として、そういった表流水を入れることが有効ではないかということで、他の自治体においても、表流水をたくさん利用し、地下水が多いところが少ないというような状況であります。</p> <p>いろんなご意見をいただいているところでありますが、現状は、表流水代としてどのくらいかかりますよというような、金額などの提示がない状況であります。詳しい条件等が示された段階において、市民の皆様、議員の皆様と協議の段階に入ることであり、いつの間にか決めてしまうということはありません。</p> <p>将来にわたって、その表流水を確保しておくべきなのかどうかということについては、継続的に検討していく必要があるという段階でございますので、表流水について、今後どのようにするかということについては、条件等の詳細がわかり次第お知らせしていきたいと考えております。</p> <p>【副市長】</p> <p>水道水については今部長が申し上げた通りでございますが、もう少し補足させていただくと、基本的には栃木市としては現状地下水を各地域で水源としていますので、それを何とか維持していきたいというのがまずは基本的な考えでございます。</p> <p>ただし、将来にわたって水道水を確保するために、いわゆる表流水、思川の水をとる事業に参画するかどうかというところは、県の方から具体的な内容が示されておりません。それが示されてから、議会、それから市民の皆さんにもお示しして、どうするかということを検討させていただくという状況でございます。</p> <p>毎回、議会でも質問をいただいて、同じような答弁にはなってしまうのですが、栃木市としては将来の危機管理のために、検討は必要だろうと思っております。</p> <p>また、現状の伏流水として取水している部分、それから、小倉堰で取水する部分についてのダムの影響といったお話がありましたが、私どもで今承知しているのは、実際には表流水のところだけでございまして、そこについては県に確認のうえ、改めて個別にお話をさせていただきたいと思います。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 【担当課：総合政策課：TEL 21-2301】</p>

No.	自治会	質問要望等	回答要旨	経過・対応報告
9	参加者 (居林)	<p>【西方地域における分譲、宅地開発について】</p> <p>西方町はすごく便利なところで、私は住んで35年経ちますが、スマートインターチェンジもでき、東武線の金崎駅からちょっと乗り続けば浅草直通もあります。若い人に住んで欲しいのなら、優良宅地を安価に分譲するというのはどうか。若い人は車社会なので、ある程度車で通える範囲に職場があれば、十分住んでいただけるのではないかと。別に宇都宮で働いても鹿沼で働いても、栃木市内で働いてもいいので、西方に住んでもらえれば。要は人が住むことを先にやるべきではないか。</p> <p>農地規制で栃木市内の安価な住宅地が今造成できなくなってきている。意外と西方は線引きされていないので、検討する余地はあるのではないかと。</p> <p>工業団地よりも、70坪80坪の優良な宅地を生み出す。駅西あたりを見ますと、すごく狭い農地がいっぱいあるので、その農地をどうするかという問題も含めて、地域の方にプレゼンする。ぜひ検討していただければと思います。</p>	<p>【都市建設部長】</p> <p>栃木市は現在コンパクトシティということで、極力街中に住んでもらうという政策に取り組んでおります。昔は市内の市街化調整区域の一部で分譲を認めていた時期もありましたが、コンパクトシティの考え方にはそぐわないということで、現在は市街化調整区域での分譲は民間開発を含めて認めていない状況です。</p> <p>ただ一方で、今ご質問のあったように、宅地開発を認めたらどうかというご意見も多々いただいております。非常に頭を悩ませているというのが現状でございます。</p> <p>西方地域は確かに非線引き都市計画区域であり、宅地分譲を行いやすいという点ではありますが、農地転用を行うのが難しい部分もあります。宇都宮に近くて需要もあるのではないかとご意見も踏まえまして、こういった土地利用がどうか、今後の方向性をしっかりと議論していきたいと考えています。</p> <p>なお、西方地域につきましては、特に東武金崎駅周辺は宅地の開発はできますので、そういった地域に宅地の開発を誘導していく、そういったことは考えていきたいと考えております。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 【担当課：都市計画課：TEL 21-2431】</p>
10	参加者 (上組南)	<p>【自治会の存続について】</p> <p>自治会というのは市が関与するものなのではないかと。自治会において、年配の人がすごく増えていて、役職をやりたいくないということで、全く話が進まずに、抜ける人もどんどんいるような状態です。</p> <p>今後、うちの自治会は終わらせようか、なくなるようにしようか、という話まで出たぐらいなのですが、そうなった場合に、市としてどうするのでしょうか。なくなってもいいものなのか。市としてはなくなってもいいですというのであれば、なくしましょうって話を持っていけるのですが。</p> <p>自分は10年前に西方に帰ってきたのですが、誰がどこに住んでいるか、はっきり言って全然わからない状態です。20年ほど前に子供の頃から西方にいても、それでもわからないのに、なくなったら困りますよと言われても、困らないんですよ。どこに誰が住んでいるかわからないし。</p>	<p>【地域振興部長】</p> <p>市と自治会につきましては、上下関係ではないですが、自治会がないと非常に困ると思います。誰が一番困るかという点、災害などが起きたときの声掛けなど、誰がどこに住んでいるのかとか、避難所へどう集まってきたかなど、そういう時などに、地元の人が一番困るのではないかと考えているところでございます。</p> <p>昨年、能登半島で地震があった時に、避難所支援ということで、実は市の方からも23名ほど避難所に行っておりまして、そのときの話や聞くと、日頃は何でもなかったけれども、ああいう災害が起きたときに、自治会で声掛けがあったよ良かったという声が聞こえてきたというのを、現地に行った私の部下が聞いてきております。今は顔が見えない自治会活動なのかもしれませんが、何かあった時には必ず役に立つのではと考えております。</p> <p>自治会でお困り事があったときには、全国の事例なども我々持っておりますので、相談していただければ、解決策などをお示しすることができますので、困ったときには何でも聞いていただければと思います。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 【担当課：地域政策課：TEL 24-0352】</p>

No.	自治会	質問要望等	回答要旨	経過・対応報告
11	参加者 (居林)	<p>【内水氾濫を反映したハザードマップの作成について】</p> <p>東日本豪雨の時に、内水氾濫で団地内にゴミが大量に流れ込んできた。そういった場所に避難所があるという現実があるので、内水氾濫について検討してください。それでハザードマップに入れてくださいと、何度もお願いをしております。</p> <p>国交省も、内水氾濫について指導しているという論評が出ていました。現実的に内水氾濫を起こしているわけで、居林の北側を通っている市道の側溝も必ず溢れる。</p> <p>7年前に自治会長をやっていた時に申し入れをしたら、水路改修ができないと流末がないからできないということで、そのままになっている。いつになったらできるのか。そろそろタイムスケジュールを出していただきたいなと思います。</p> <p>それと、火災保険では、水害何等級っていうのが出てきている。あれは外水氾濫だけを参考のハザードマップで出しているのか、確認はしていませんが、栃木市役所も内水氾濫で溢れたわけですので、現実的に内水氾濫を起こすような側溝とか、雨量強度30ミリぐらいで溢れるような側溝ばかりなので、実際のところどうなのかっていうことを、きちんと見解として出していただく時期に来ているのではないかなと思うので、よろしくをお願いします。</p>	<p>【危機管理監】</p> <p>ハザードマップの考え方について、以前と同じ答えになってしまいかもかもしれませんが、現在、危機管理課の方で出しているハザードマップにつきましては、河川が氾濫した際に、どのぐらい浸水が起きるのかを示すためのハザードマップでありまして、公に内水ハザードマップと呼ばれるものは、あくまでも公共下水道のエリアをもとにして作られます。</p> <p>そのエリア以外のところにつきましては、基本的にどの水路がどうなるかということまでは、なかなか捉えづらいのも事実でありまして、そこまでのものは作れないというのが現状です。</p> <p>最終的には、下水道の方で出来上がった内水ハザードマップによる浸水状況と、我々が作っている河川の浸水状況の部分が、どのようにマッチングするか、調整をしてみたいと思います。</p> <p>【上下水道局長】</p> <p>今、危機管理監からお話がありました通り、内水ハザードマップというものを、下水道の事業認可区域内において作ってくださいということで、国の方から水防法の改定もございまして、今年度中に作成を予定しております。</p> <p>ただ、先ほど申し上げました通り、下水道事業の認可区域内においてということになりますので、それ以外の区域については、ハザードマップとどのように重ね合わせられるのか。今後、危機管理部門及び道路部門の方と検討協議をさせていただければと思っております。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】</p> <p>【担当課：危機管理課：TEL 21-2551】</p> <p>【担当課：下水道建設課：TEL 25-2109】</p>